

奈良県社会福祉総合センター条例（平成五年十月奈良県条例第十号）第十条第二項に規定する奈良県社会福祉総合センターの利用料金の額で令和五年四月一日以降の利用に係るものを次のとおり承認しました。

令和五年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 施設の利用料金

入場最高額		その他		場合	収しない	料金を徴	に類する	の他これ	大ホ ール	施設	利用料金									
日、	土曜	日	日									日	日	日	日	日	日			
六一〇	一三、	〇〇円	九、二				円	六一〇	一三、	午前（	備考									
二三〇	二七、	円 四三〇	一八、				円	二三〇	二七、	午後（										
八四〇	四〇、	円 六三〇	二七、				円	八四〇	四〇、	午前・										
〇四〇	二三、	円 九一〇	一五、				円	〇四〇	二三、	夜間（										
二七〇	五〇、	円 三四〇	三四、				円	二七〇	五〇、	午後・										
八八〇	六三、	円 五四〇	四三、				円	八八〇	六三、	全日（										
その	場	入	金は、	料	用	の	利	場	合	す		る	た	め	等	の	練	習	準	備

料 所 の 他 の に れ こ 他 の そ 料		合 の 場 以 下 〇 円 五 〇		収 徴 を 超 〇 円 五 〇		場 る す 〇 円 五 〇		合 の 場 以 下 〇 円 五 〇		料 金 を 超 〇 円 五 〇		最 高 額 が 〇 円 五 〇		最 高 額 が 〇 円 五 〇	
日 曜 日	日 曜 日	日 曜 日	日 曜 日	日 曜 日	日 曜 日	日 曜 日	日 曜 日	日 曜 日	日 曜 日	日 曜 日	日 曜 日	日 曜 日	日 曜 日	日 曜 日	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
二、三、	二、三、	二、三、	二、三、	二、三、	二、三、	二、三、	二、三、	二、三、	二、三、	二、三、	二、三、	二、三、	二、三、	二、三、	
四、二、	四、二、	四、二、	四、二、	四、二、	四、二、	四、二、	四、二、	四、二、	四、二、	四、二、	四、二、	四、二、	四、二、	四、二、	
六、五、	六、五、	六、五、	六、五、	六、五、	六、五、	六、五、	六、五、	六、五、	六、五、	六、五、	六、五、	六、五、	六、五、	六、五、	
三、六、	三、六、	三、六、	三、六、	三、六、	三、六、	三、六、	三、六、	三、六、	三、六、	三、六、	三、六、	三、六、	三、六、	三、六、	
七、九、	七、九、	七、九、	七、九、	七、九、	七、九、	七、九、	七、九、	七、九、	七、九、	七、九、	七、九、	七、九、	七、九、	七、九、	
一、〇、二、	一、〇、二、	一、〇、二、	一、〇、二、	一、〇、二、	一、〇、二、	一、〇、二、	一、〇、二、	一、〇、二、	一、〇、二、	一、〇、二、	一、〇、二、	一、〇、二、	一、〇、二、	一、〇、二、	
〇、四、〇	〇、四、〇	〇、四、〇	〇、四、〇	〇、四、〇	〇、四、〇	〇、四、〇	〇、四、〇	〇、四、〇	〇、四、〇	〇、四、〇	〇、四、〇	〇、四、〇	〇、四、〇	〇、四、〇	
九、五、〇	九、五、〇	九、五、〇	九、五、〇	九、五、〇	九、五、〇	九、五、〇	九、五、〇	九、五、〇	九、五、〇	九、五、〇	九、五、〇	九、五、〇	九、五、〇	九、五、〇	
九、九、〇	九、九、〇	九、九、〇	九、九、〇	九、九、〇	九、九、〇	九、九、〇	九、九、〇	九、九、〇	九、九、〇	九、九、〇	九、九、〇	九、九、〇	九、九、〇	九、九、〇	
六、六、〇	六、六、〇	六、六、〇	六、六、〇	六、六、〇	六、六、〇	六、六、〇	六、六、〇	六、六、〇	六、六、〇	六、六、〇	六、六、〇	六、六、〇	六、六、〇	六、六、〇	
六、一、〇	六、一、〇	六、一、〇	六、一、〇	六、一、〇	六、一、〇	六、一、〇	六、一、〇	六、一、〇	六、一、〇	六、一、〇	六、一、〇	六、一、〇	六、一、〇	六、一、〇	
六、五、〇	六、五、〇	六、五、〇	六、五、〇	六、五、〇	六、五、〇	六、五、〇	六、五、〇	六、五、〇	六、五、〇	六、五、〇	六、五、〇	六、五、〇	六、五、〇	六、五、〇	

他
に
れ
に
類
す
料
を
金
を
徴
収
し
な
い
場
合
に
お
け
る
利
用
料
金
の
額
の
百
分
の
七
十
に
相
当
す
る
額
と
す
。

第二 會議 室	第一 會議 室	中 會 議 室	大 會 議 室				
				以下 の 場 合			合 計
				三、 〇〇 〇〇 円	額 が 最 高	〇 〇 〇 円	
日 及 日 曜	日、 土 曜	日 休 び	日	他 の 場 合			
五〇一、一 円	五〇一、一 円	五〇三、四 円	〇〇四、五 円	円 二五、 一三〇	円 三八〇	円 三〇、	円
六〇一、五 円	六〇一、五 円	一〇四、八 円	八〇六、四 円	円 四七、 一四〇	円 五六〇	円 五六、	円
一〇二、七 円	一〇二、七 円	六〇八、二 円	円 九八〇 一〇、	円 七二、 二七〇	円 九四〇	円 八六、	円
五〇一、一 円	五〇一、一 円	六〇二、七 円	九〇三、五 円	円 三九、 八〇〇	円 一八〇	円 四八、	円
一〇二、七 円	一〇二、七 円	七〇七、五 円	円 〇七〇 一〇、	円 八六、 九四〇	円 七四〇	円 一〇四、	円
六〇三、八 円	六〇三、八 円	円 〇二〇 一一、	円 五七〇 一四、	円 一一二、 〇七〇	円 一二〇	円 一三五、	円

室 C 研修	室 B 研修	室 A 研修	室 会議 第三
〇〇円 四、五	二〇円 五、〇	一〇円 二、七	五〇円 一、三
八〇円 六、四	一〇円 七、〇	七〇円 三、八	八〇円 一、八
円 九八〇 一〇、	円 〇三〇 一二、	八〇円 六、五	三〇円 三、二
九〇円 三、五	一〇円 四、〇	六〇円 二、一	五〇円 一、三
円 〇七〇 一〇、	円 〇二〇 一一、	三〇円 六、〇	三〇円 三、二
円 五七〇 一四、	円 〇四〇 一六、	四〇円 八、七	八〇円 四、五

注 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日をいう。

二 設備等の利用料金

舞台設備				区分
しきしり	司会用卓子	花台	演台	設備等の名称
一台	一卓	一卓	一卓	単位
五〇円	二〇〇円	一〇〇円	四一〇円	利用料金

音響設備		照明設備												
コンパクトディスクプレーヤー	カセットテープレコーダー	クセノンピンスポット	ロアホリゾントライト	アッパーホリゾントライト	ボーダーライト	可動客席	金びょうぶ	上敷ござ	毛せん	座布団	平台（山台を含む。）	予備いす	譜面台（一般用）	譜面台（指揮者用）
一台	一台	一台	一列	一列	一列	一式	一隻	一枚	一枚	一枚	一台	一脚	一台	一台
七三〇円	七三〇円	一、五六〇円	四一〇円	六二〇円	六二〇円	五、二三〇円	一、〇三〇円	五〇円	一〇〇円	五〇円	二〇〇円	五〇円	五〇円	二〇〇円

ピアノ ノ	映写設備 ビデオプロジェクター（スクリーン付き）	ワイヤレスマイク	一チャンネル	二、〇八〇円
		コンデンサーマイク	一個	五二〇円
		ダイナミックマイク	一個	三〇〇円
		マイクスタンド（ブーム型）	一本	二〇〇円
		マイクスタンド（床上型）	一本	一〇〇円
		マイクスタンド（卓上型）	一本	一〇〇円
		一台	七、三三〇円	
		一台	三、六六〇円	

備考 センターの設備等以外の物を利用する場合において、電気等を利用したときは、実費相当額を徴収する。